

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

令和7年3月5日(水)

目黒区区民生活部国保年金課

目 次

1	目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について	・・・ P 1
2	令和 7 年度 <u>特別区</u> 国民健康保険料率の設定について	・・・ P 2
3	令和 7 年度 <u>目黒区</u> 国民健康保険料率の改定案について	・・・ P 5
4	関係法令の改正に伴う令和 7 年度国民健康保険事業の主な変更点について	・・・ P 7

<資 料>

資料 1	目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要	・・・ P 8
資料 2	令和 7 年度国民健康保険料算定にかかる概念図（特別区全体）	・・・ P 11
資料 3	高額療養費自己負担限度額の見直し	
資料 3-1	【70歳未満】	・・・ P 12
資料 3-2	【70歳以上】	・・・ P 13
参考資料 1	補足説明（用語解説）	・・・ P 14
参考資料 2	令和 7 年度収入別・世帯構成別保険料試算 〔モデルケースによる試算〕	・・・ P 16

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

国民健康保険関係法令等により目黒区国民健康保険条例（以下「条例」という。）に委任された事項には、保険料の賦課及び徴収、保険料の減免又は徴収猶予、保険給付の実施などがあり、条例の改正は区議会の議決によることとなっている。

国民健康保険事業の運営に関する協議会においては、区議会の議決に先立ち、区長の諮問に応じて、「国民健康保険の条例改正について」を審議することとなる。

審議する条例改正の主な項目は、以下のとおり。

（1）令和7年度目黒区国民健康保険料率の改定等に伴う規定の整備

賦課割合、所得割率、均等割額、賦課限度額、低所得対象世帯に係る所得判定基準、低所得対象世帯及び未就学児に係る保険料均等割軽減額の改定

※保険料賦課限度額及び低所得対象世帯に係る所得判定基準については、国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

【条例の改正箇所】 第15条の4、第15条の8、第15条の12、
 第15条の16、第16条の4、第19条の2、第19条の4

⇒ 保険料設定の考え方及び具体的な保険料率の改定内容は、2～6ページを参照

（2）関係法令の改正に伴う規定の整備

国民健康保険法施行令の改正に伴う保険料賦課限度額及び低所得対象世帯に係る所得判定基準の改正

上記（1）と兼ねて整理

⇒ 関係法令の改正（制度改正等）に伴う条例改正等については、7ページを参照

（3）その他

その他所要の規定整備を行うほか、条例の一部を改正する条例付則に施行日や条例の適用に関する経過措置などを定める。

※上記各項目の具体的な条例改正案の内容については、資料1「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要」を参照

2 令和7年度 特別区国民健康保険料率等の設定について

(1) 特別区における国民健康保険料の基本的な考え方

国民健康保険（以下「国保」という。）制度改革により、平成30年度から都道府県が国保の保険者に加わり、財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなり制度の安定化が図られた。これにより、保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として都から全額支払われることとなり、区市町村は年度途中における医療給付の急増などへの財政上のリスクを負わない仕組みとなった。

一方で、区市町村は、保険給付費等交付金の財源として都に国保事業費納付金を納付し、その経費に充てるため、被保険者から保険料を徴収することとなった。また、区市町村は、保険料の賦課・徴収のほか、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っている。

【賦課総額（保険料として徴収すべき額）の算定 資料2】

保険料（基礎分）の賦課総額（H）＝国保事業費納付金（B）に、その他の事業に必要な費用（D・F・G）を加算し、国・都の公費などの収入見込（C・E・X）を減算した額

※保険給付に必要な費用は都から交付される保険給付費等交付金により全額補填される。

国保事業費納付金はその財源となり、保険給付費等交付金の1／2相当額となる。

(2) 特別区の対応（激変緩和措置等）

ア これまでの経緯

特別区では、従前から、23区にお住まいで、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるように特別区独自の「統一保険料（基準保険料率）方式」を採用してきており、現在もその考え方を継続している。

平成30年度の国保制度改革により、被保険者の保険料負担が急激に増えることのないよう国や都は一定の激変緩和措置を講じてきた。特別区においても、納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和期間（平成30年度からの6年間）に合わせ、都が示す特別区全体の国保事業費納付金の94%を保険料算定のための賦課総額に組み入れ、年1%ずつ引き上げるとするロードマップを作成し、保険料負担の抑制を図ってきた（以下、この割合を「納付金組入率」という。）。しかし、このロードマップは新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊要因により、当初の予定から2年延長し、令和8年度の達成を目指すこととなった。

また、保険料賦課総額を算定する際には、保険料未納分を考慮して収納率で割戻しを行うこととされているが、特別区では全体として収納率が低く、割戻しを行った場合、保険料の増につながるため、収納率での割戻しを行わないこととし、被保険者の保険料負担軽減に努めてきた（未納分による不足額は一般財源を投入）。

さらに、介護納付金分の所得割率は、所得水準の格差を理由に各区設定としてきたが、基礎分・後期高齢者支援金分と異なる取り扱いを行う理由が乏しく、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことも鑑み、令和6年度から特別区統一の基準保険料率を示し、令和8年度までの経過措置期間を設けることとしている。

イ 令和7年度に向けての対応（特別区独自の負担抑制策）

近年、非常に高い水準となっていた1人当たり医療費の伸び率の推計は、令和7年度においては新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊要因による影響も薄れたことにより、以前の伸び率の水準まで下がる見込みであることなどから、都の示す令和7年度国保事業費納付金も減となり、これを基に算定された特別区基準保険料率による1人当たり保険料は、対前年度で減となる見込みとなった。

この状況を踏まえ、特別区間において協議を行った結果、ロードマップどおり、納付金組入率を99%にするとともに、収納率による割戻しは行わず、未納分が生じることを考慮せずに保険料算定をすることにより負担抑制を行うこととする（財源不足は、一般財源を投入）。

【令和7年度特別区国民健康保険料算定上の措置（法定外繰入）】

（基礎・後期・介護納付金分合計）

○激変緩和措置分（99%分） 約31億円

○収納率割戻し未実施分 約127億円

この結果、令和7年度保険料算定における国保事業費納付金に対する抑制額（一般財源からの投入額）は、合計で約158億円となる。

【参考（目黒区分）】（被保険者数による按分額）

○保険料抑制額 4億4千万円余

内訳：激変緩和措置分8千万円余、割戻し未実施分3億5千万円余

（1人当たり抑制額 約10,500円）

《特別区国民健康保険における保険料率の推移》

【基礎分&後期高齢者支援金分】 ※賦課限度額は政令改正に基づき改正している。

基礎分&後期高齢者支援金分		令和7年度(案)		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
保 險 料 率 等	所得割率(%)	10.40		11.49		9.59		9.44		9.54		
	基礎分	支援金分	7.71	2.69	8.69	2.80	7.17	2.42	7.16	2.28	7.13	2.41
	均等割額(円)		64,100		65,600		60,100		55,300		52,000	
	基礎分	支援金分	47,300	16,800	49,100	16,500	45,000	15,100	42,100	13,200	38,800	13,200
	賦課限度額(円)		920,000		890,000		870,000		850,000		820,000	
	基礎分	支援金分	660,000	260,000	650,000	240,000	650,000	220,000	650,000	200,000	630,000	190,000
1人当たり保険料(円)		152,673		156,520		143,363		131,813		124,989		
基礎分		112,646	40,027	117,124	39,396	107,348	36,015	100,322	31,491	93,389	31,600	
△	1人当たり保険料	金額(円)	▲3,847		13,157		11,550		6,824		▲1,213	
	前年度との比較	率(%)	▲2.46		9.18		8.76		5.46		▲0.96	

【介護納付金分】

介護納付金分		令和7年度(案)		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
保 險 料 率 等	所得割率(%)	2.25		2.36		各区設定		各区設定		各区設定		
	均等割額(円)	16,600		16,500		16,200		16,600		17,000		
	賦課限度額(円)	170,000		170,000		170,000		170,000		170,000		
	1人当たり保険料(円)		39,565		39,499		38,808		39,567		40,879	
	1人当たり保険料	金額(円)	66		691		▲759		▲1,312		4,929	
	前年度との比較	率(%)	0.17		1.78		▲1.92		▲3.21		13.71	

3 令和7年度 目黒区国民健康保険料率の改定案について

(1) 都から示された目黒区の国保事業費納付金及び標準保険料率について

ア 国保事業費納付金 基礎分	66億3,719万円余
後期高齢者支援金分	23億6,674万円余
介護納付金分	9億 22万円余
合 計	99億 416万円余

イ 標準保険料率

基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.80/100	47,729円	2.82/100	16,977円	2.30/100	16,751円

※都道府県は毎年度、国民健康保険法第75条の7に基づき各区市町村の医療費水準及び所得水準を反映した「国保事業費納付金」を決定するとともに、同法第82条の3に基づき保険料率の標準的な水準を表す「標準保険料率」を算定し、公表することとされている。

※「標準保険料率」とは、都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表している。都においては2方式（所得割及び均等割）を用いて試算している。

(2) 目黒区における国民健康保険料の設定の考え方

基礎分（所得割率・均等割額）、後期高齢者支援金分（所得割率・均等割額）は、特別区統一保険料方式の考え方へ沿い、目黒区としての保険料を定める。

介護納付金分（均等割額）は、特別区の基準保険料率に沿いつつ、介護納付金分（所得割率）については、各区で算定することとしてきたが、1（2）アのとおり、令和6年度から特別区統一の基準保険料率が示され、併せて、令和8年度までの経過措置期間を設けることとなった。

目黒区では、これまで被保険者の大幅な負担増とならないよう、区独自で一定の抑制措置を講じてきたが、経過措置期間に合わせて、段階的に当該措置の規模を見直していくこととする。

(3) 目黒区国民健康保険料率の改定案について

上記（1）（2）を踏まえて算定した目黒区国民健康保険料率の改定案は、次のとおりとなった（詳細は次頁を参照）。

基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.71/100	47,300円	2.69/100	16,800円	2.19/100	16,600円

目黒区国民健康保険料率改定案

① 基礎分^{*1}・後期高齢者支援金分^{*2}

※下線部分が変更箇所

年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割:均等割)	賦課限度額
6	11.49/100	65,600 円	特別区 (58 : 42)	89 万円
	基礎分 8.69/100	基礎分 49,100 円		基礎分 65 万円
	支援金分 2.80/100	支援金分 16,500 円	目黒区 (64 : 36)	支援金分 24 万円
7 案	<u>10.40/100</u>	<u>64,100 円</u>	特別区 (58 : 42)	<u>92 万円</u>
	基礎分 <u>7.71/100</u>	基礎分 <u>47,300 円</u>		基礎分 <u>66 万円</u>
	支援金分 <u>2.69/100</u>	支援金分 <u>16,800 円</u>	目黒区 (64 : 36)	支援金分 <u>26 万円</u>

② 介護納付金分^{*3}

※下線部分が変更箇所

年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割:均等割)	賦課限度額
6	目黒区 2.20/100 (特別区 2.36/100)	16,500 円	特別区 (58 : 42)	17 万円
			目黒区 (61 : 39)	
7 案	目黒区 <u>2.19/100</u> (特別区 <u>2.25/100</u>)	<u>16,600 円</u>	特別区 (58 : 42)	17 万円
			目黒区 (<u>62 : 38</u>)	

③ 一人当たり保険料（基礎分・後期高齢者支援金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 ^{*4}
6	156,520 円	181,018 円	162,831 円
7 案	152,673 円	176,170 円	158,169 円
差引額	3,847 円減	4,848 円減	4,662 円減

④ 一人当たり保険料（介護納付金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 ^{*4}
6	39,499 円	42,835 円	38,315 円
7 案	39,565 円	43,286 円	38,618 円
差引額	66 円増	451 円増	303 円増

目黒区は、23 区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が 23 区平均と比べて高くなっています。

*1：被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用 *2：後期高齢者医療制度の保険給付に使用

*3：介護保険第 2 号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収

*4：非自発的失業軽減、低所得者及び未就学児への均等割額軽減適用後の一人当たりの保険料

4 関係法令の改正に伴う令和7年度国民健康保険事業の主な変更点について

(1) 国民健康保険料賦課限度額等の改正【国民健康保険条例事項】

賦課限度額は、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、国民健康保険料の負担額に一定の上限を設けるもので国民健康保険法施行令に規定する金額を上限として、区市町村がそれぞれの条例で定めることとなっている。国は、必要な保険料の引き上げを行う中で、高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的に賦課限度額を引き上げる改正を適宜行なっている。令和7年度については、基礎分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額を見直すこととなった。

また、物価上昇の影響で実質的な所得が減ることに対して、均等割軽減を受けている世帯の範囲がこれに見合ったものとなるよう、均等割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額を算出する際に世帯人数に乘じる額を改正する。

【保険料限度額の見直し（引き上げ）】

基礎分保険料賦課限度額「65万円」→「66万円」

後期高齢者支援金分保険料賦課限度額「24万円」→「26万円」

【保険料低所得者軽減世帯に係る判定基準額の見直し（引き上げ）】

5割軽減：「29万5千円」→「30万5千円」

2割軽減：「54万5千円」→「56万円」

参考：保険料均等割額軽減判定基準額算出式

5割（2割）軽減基準額=基礎控除額+（給与・年金所得者の合計数-1）×10万円
+被保険者数×30.5万円（56万円）以下

（2）高額療養費制度の見直し

高額療養費については、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。そこで、セーフティネットとしての役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の軽減を図る観点から、高額療養費の自己負担限度額を、①令和7年8月に現行所得区分のまま、2.7%～15%引き上げ、②令和8年8月から所得区分を細分化した上で限度額をさらに引き上げ（一部据え置き）、③令和9年8月から限度額をさらに引き上げ（一部据え置き）という見直し案（資料3-1・3-2）が示された。なお、当該見直し案については、長期療養患者の負担抑制のため、多数回該当に係る限度額は据え置く旨の修正がされていた。

その後、国は、患者団体等からの意見・要望を踏まえ、令和7年8月からの第1段階は実施し、令和8年8月からの第2段階、令和9年8月からの第3段階については一旦凍結し、今秋までに再検討する旨を表明している。